

◎ 第三者行為傷病届等の提出について ◎

A～Cのいずれかに該当するときは、負傷の原因に応じて負傷原因届のほかに第三者行為傷病届等の提出が必ず要です。また、下記A・Bのいずれかに該当するときは、枠内の書類のほかに「交通事故証明書」(原本)の提出が必要となります。交通事故証明書は、最寄りの自動車安全運転センターで発行手続きを行ってください。負傷原因届と交通事故証明書以外の書類は、セキスイ健保ホームページからダウンロードできます。

【第三者届一式ダウンロードURL】 <https://sekisui-kenpo.or.jp/sinsei/>

A 【交通事故⇒相手がいる場合】

- ①負傷原因届 ※事故にあつて健康保険を使用するときは健保にご連絡ください。←健保から送付
- ②第三者行為傷病届(自損事故による傷病届) ←ダウンロード可
- ③事故発生状況報告書←ダウンロード可
- ④念書(兼同意書) ←ダウンロード可
- ⑤誓約書←ダウンロード可
- ⑥人身事故証明書入手不能理由書 ※⑦が物件事故扱い時は提出が必要←ダウンロード可
- ⑦交通事故証明書(原本) ※コピーの場合は保険会社で原本証明がされているものを添付

B 【交通事故⇒相手がない場合(自損事故)】

- ①負傷原因届 ※事故にあつて健康保険を使用するときは健保にご連絡ください。←健保から送付
- ②第三者行為傷病届(自損事故による傷病届) ←ダウンロード可
- ③事故発生状況報告書←ダウンロード可
- ④交通事故証明書(原本) ※コピーの場合は保険会社で原本証明がされているものを添付

C 【第三者行為⇒暴行を受けたり、ケガを負わされた場合】

- ①負傷原因届 ※ケガを負わされて健康保険を使用するときは健保にご連絡ください。←健保から送付
- ②第三者行為傷病届(自損事故による傷病届) ←ダウンロード可
- ③念書(兼同意書) ←ダウンロード可
- ④誓約書←ダウンロード可

* ご不明な点はセキスイ健康保険組合 給付係までお問合せください。

お問い合わせの際は、負傷原因届の右上に記載の「受付番号」をお申し出ください。

給付係 (06) 6226-1463

(R6.11)